

令和3年9月29日

課外活動団体代表者 各位

統合キャリアセンターSUセンター長

塩野 浩司

令和3年10月1日以降の課外活動の制限について（通知）

令和3年10月1日（金）から10月31日（日）までの課外活動については、現在の感染予防対策を講じながら、以下のとおり実施できることとしますので、[埼玉大学学生行動指針](#)に従い「感染しない。させない。」ことを第一に考え、各団体が統合キャリアセンターSUに提出した「新型コロナウイルス感染症予防対策計画」を遵守して活動してください。

学内外で課外活動を実施した際には、感染時の対応のため、当日に活動した構成員を記録する「活動報告書」等の提出を怠らないようお願いします。

また、学外者を学内にて活動させる場合（練習試合等）には、令和3年3月25日付け「[埼玉大学構内における学外者の課外活動への参加について（通知）](#)」の手続きを必ず行ってください。

なお、代表者は構成員全員に必ず本通知を周知徹底し、感染防止に努めるようお願いいたします。

○ 令和3年10月1日（金）から10月31日（日）までの課外活動について

上記の期間の活動については、授業の安全な実施を最優先と考え、学生の密度を下げるため、以下のとおり平日の活動を一部制限しますのでご理解とご協力をお願いします。

(ア) 陸上競技場、グラウンド、体育館及びテニスコートで活動している学生団体について

平日の活動日を制限するために、活動する曜日をあらかじめ以下のとおり設定し、この曜日に割り振られているスペースでの学生団体の活動を許可します。

10月1週目 10月1日(金) : 金

10月2週目 10月4日(月) ~ 10月8日(金) : 火・木・金

10月3週目 10月11日(月)～10月15日(金)：月・水・金

10月4週目 10月18日(月)～10月22日(金)：火・木・金

10月5週目 10月25日(月)～10月29日(金)：月・水・金

- (イ) 全学講義棟、大学会館、合宿研修所及び課外活動共用施設の貸出スペースで活動している学生団体について

全学講義棟の講義室の貸出は、授業への影響を考慮して感染リスクを押しさえるため中止とします。大学会館、合宿研修所、課外活動共用施設については平日の活動日を以下のとおり制限した上で募集し許可された団体のみ活動を許可します。

10月1週目 10月1日(金)：金

10月2週目 10月4日(月)～10月8日(金)：月・水・金

10月3週目 10月11日(月)～10月15日(金)：火・木・金

10月4週目 10月18日(月)～10月22日(金)：月・水・金

10月5週目 10月25日(月)～10月29日(金)：火・木・金

- (ウ) 占有スペースで活動している学生団体について

占有スペースで活動している活動団体については、平日の活動日を週3日又は週2日として各団体で自ら制限して活動してください。

- 学内における学外者の活動（練習試合等）について

学内における学外者の活動は、監督・コーチ及び 2 団体以下の他大学の学生を原則とします。

- 感染状況に変化があった場合について

令和3年10月31日までの間に、新型コロナウイルス感染状況に変化があった場合には、政府や都道府県の動向を踏まえ本学での対応も変更することがありますのでご了承ください。

また、令和3年11月1日以降の課外活動については、再度連絡します。

以上